

第 1 4 号 議 案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の人事異動に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第4条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
関 係 団 体 等	野 田 秀 樹	公益財団法人久留米市スポーツ協会常務理事兼事務局長	令和4年5月1日～ 令和5年12月31日

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧 (R4. 4月まで)		新 (R4. 5月～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	ミギタ タカシ 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授	ミギタ タカシ 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授
	ホリ ヒデユキ 堀 秀行	保健医療経営大学学長	ホリ ヒデユキ 堀 秀行	保健医療経営大学学長
市議会	ソウダ コウイチロウ 早田 耕一郎	久留米市議会議員	ソウダ コウイチロウ 早田 耕一郎	久留米市議会議員
	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	久留米市議会議員
	マツノブ ヨウイチ 松延 洋一	久留米市議会議員	マツノブ ヨウイチ 松延 洋一	久留米市議会議員
学校体育	モトムラ マサオ 本村 政夫	久留米市中学校体育連盟副 会長	モトムラ マサオ 本村 政夫	久留米市中学校体育連盟副 会長
	イワキ キミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭	イワキ キミコ 岩城 紀美子	篠山小学校教諭
関係団体等	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	ナカムラ トシハル 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長
	ツカモト ミユキ 塚本 深雪	久留米市剣道連盟事務局	ツカモト ミユキ 塚本 深雪	久留米市剣道連盟事務局
	タナカ タカコ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	タナカ タカコ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会理事
	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネジャー	ナカムラ トモミ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネジャー
	ヨシダ タダタカ 吉田 忠隆	(公財) 久留米市スポーツ 協会常務理事兼事務局長	ノダ ヒデキ 野田 秀樹	(公財) 久留米市スポーツ 協会常務理事兼事務局長
その他市長 が特に必要 と認めた者	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員	イデ ヒロシ 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長	タカマツ ノブコ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長
	コガ キミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会理事	コガ キミコ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会理事
	マツフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士	マツフジ ノリコ 松藤 倫子	健康運動指導士
	タケムラ マサタカ 竹村 政高	久留米市市民文化部長	タケムラ マサタカ 竹村 政高	久留米市市民文化部長

※

※は新委員

任期: 令和4年1月1日～令和5年12月31日

○ スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ 久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年12月14日久留米市条例第35号）（抜粋）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 1 5 号議案

久留米市学校運営協議会規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 2 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 に規定する学校運営協議会に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものである。

久留米市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別に定める小学校又は中学校に協議会を置く。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、当該学校の校長、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該学校の通学区域内の住民から、協議会を置くことについての意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置したときは、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）に対し、その旨を通知するものとする。

(基本的な方針)

第3条 法第47条の5第4項に規定する協議会の承認を受ける基本的な方針は、次に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 教育目標及び学校運営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項に定める基本的な方針は毎年度定めるものとし、対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運

営を行うものとする。

- 3 対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合は、協議会の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとする。この場合において、当該措置は、同項の承認が得られるまでの間、その効力を有するものとする。

(意見の申出)

第4条 法第47条の5第7項の対象学校の職員の採用その他の任用に関して規則で定める事項は、特定の個人に関する事項以外のものとする。

- 2 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の意見を述べる時は、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取しなければならない。

(学校運営に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営に関する事項について評価を行うものとする。

(委員の任命等)

第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、対象学校の校長及び次に掲げる者のうちから、対象学校の校長が推薦したものを教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 対象学校の通学区域内の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか対象学校の校長が必要と認める者

- 2 委員の定数は、7人以上15人以下とし、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。

- 3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号の特別職とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす行為をし、又は発言を行うこと。

(2) その地位を利用して営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は2回までとする。ただし、協議会の運営等において特に必要と認める場合は、3回以上の再任を妨げない。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 第7条の規定に違反した場合

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると教育委員会が認める場合

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合（辞任の場合を除く。）において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を明示した書面を当該委員に交付しなければならない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。ただし、対象学校の校長及び教職員は会長となることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、法第47条の5第6項又は第7項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 委員は、直接の利害関係のある議事に参与することができない。

(協議会の庶務)

第12条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年5月1日から施行する。

(久留米市立小中学校等管理規則の一部改正)

2 久留米市立小中学校等管理規則(昭和32年久留米市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第14条の4第1項及び第4項中「指定校」を「設置校」に改める。

第14条の5第3項中「踏まえた」を「踏まえ、」に、「又は地域学校協議会委員(当該学校の職員を除く。)」を「、地域学校協議会委員(当該学校の職員を除く。)又は学校運営協議会委員(当該学校の職員を除く。)」に改める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（抜粋）

第四節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定によ

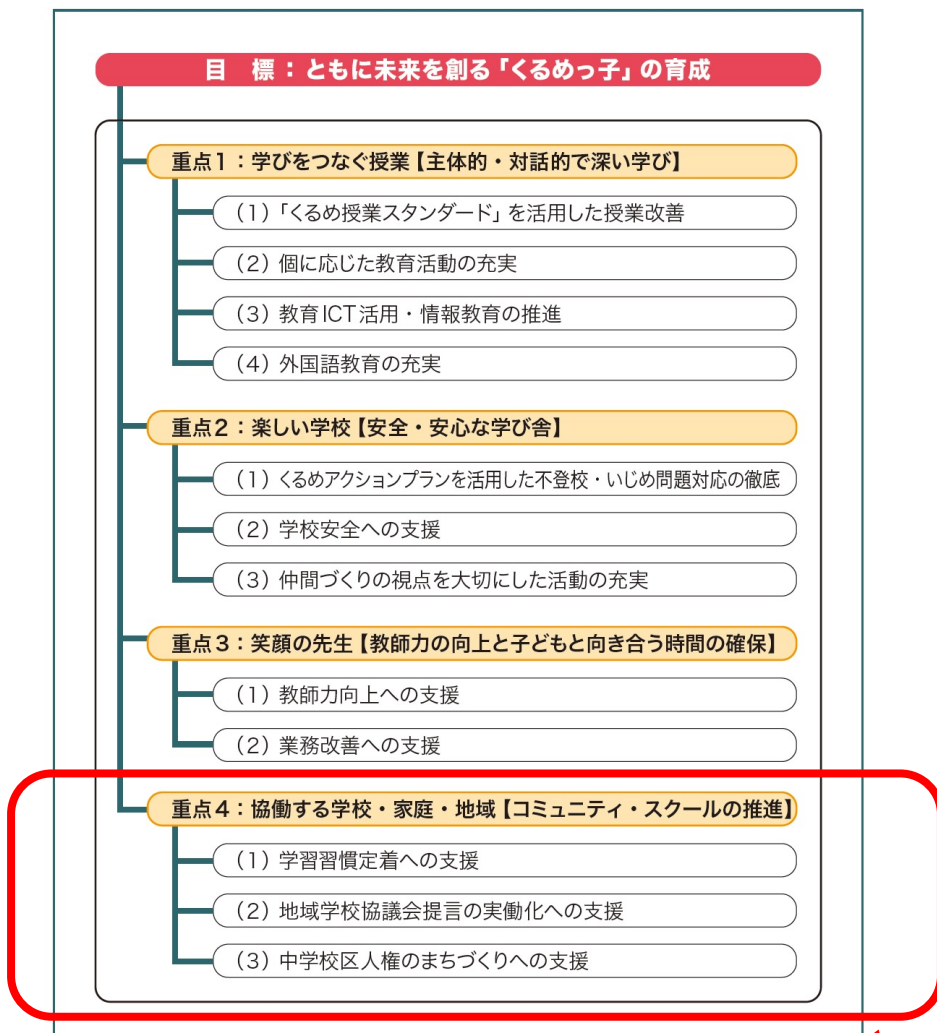
り市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。) であるときは、市町村委員会を經由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

4 施策の体系



- 14 -

(4) 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

- 学校を支えるスタッフや授業支援への地域人材の積極的な活用を図ることで、子どもたちの学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着を中心とした取組、家庭と連携して健やかな成長を支える生活習慣づくりへの支援などを進めます。
- 全小中学校に設置している地域学校協議会による提言の実働化への支援を図り、地域と学校の協働活動を一層充実させます。また、国の動向を踏まえ、コミュニティ・スクールへの移行に向けた組織や機能のあり方についての検討を進めます。
- 全中学校区に設立されている人権のまちづくり推進協議会による、誰もが安心してくらすことができる心豊かなまちづくりへの支援を図り、地域コミュニティと学園コミュニティを両輪とした人権のまちづくりを一層充実させます。

久留米版コミュニティスクールと全国版コミュニティスクールのちがいがい

	地域学校協議会	学校運営協議会
根拠	●規則 久留米市小中学校管理規則	●法律 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
主な機能	●具体的な権限はない ①学校運営の基本方針を理解し、ビジョン・課題を共有。 ②学校・家庭・地域が協働した取組を提言する。	●以下の具体的な権限を有する ①学校運営の基本方針を承認する。 ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。 ③教職員の任用に関して意見を述べることができる。
委員構成	教職員、まちづくり振興会会長、主任児童員、区長、PTA会長（保護者代表）等が推薦され、教育委員会が委嘱。	教職員、まちづくり振興会会長、主任児童員、区長、PTA会長（保護者代表）等が推薦され、教育委員会が委嘱。※新たに地域学校協働活動推進員を位置づける。

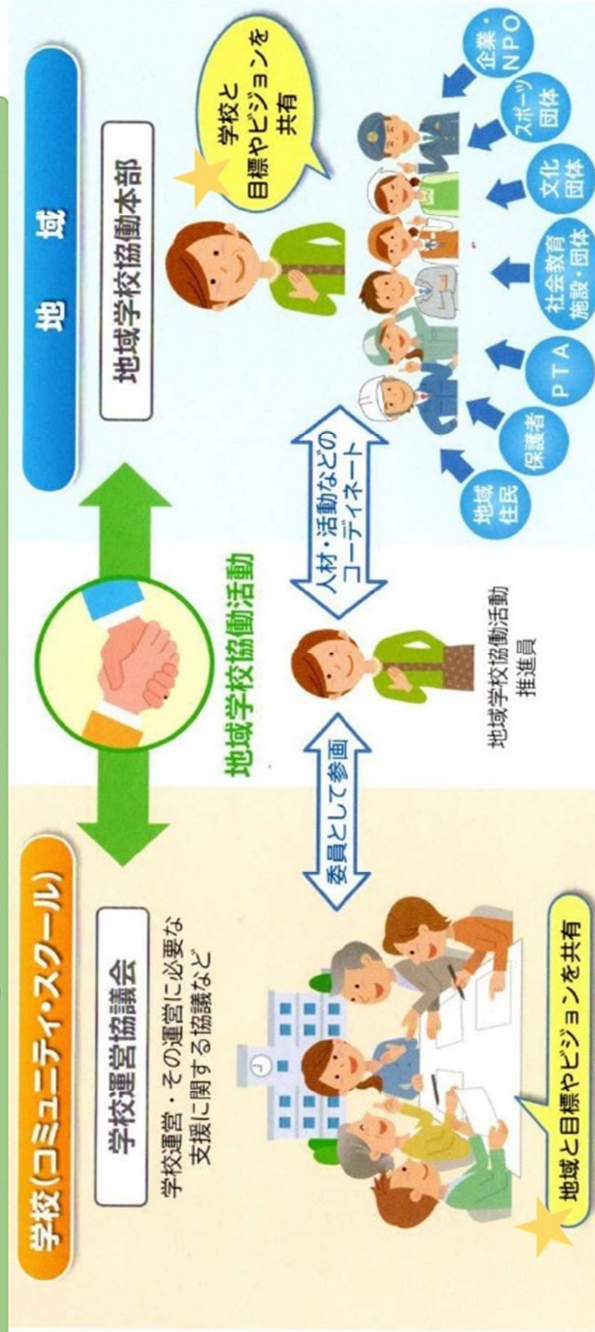
組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能に！
学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった教育活動が可能に！

久留米版コミュニティスクールの成果と課題

成果	課題
<p>○学習や生活における課題解決に向かって 実働できたことで、子どもの健やかな成長につなげた。</p> <p>→スローメディア、家庭学習、挨拶の取り組みの向上。</p> <p>○地域の方との交流を設定したことで、学習意欲、自己肯定感、自己有用感が高まった。</p> <p>○学校や児童のよさ、課題を共有し、学校・家庭・地域が連携した今後の取り組みについて話し合うことができた。</p> <p>→地域学校協議会が学校・家庭・地域の連携の場になっている。</p>	<p>●家庭により差が生じている。</p> <p>→より目標の共有と連携の強化が必要。</p> <p>→多様な立場の委員から提言がもたらえるように。</p> <p>●提言に変化がなく、例年行っている取組を継続して実施しているところがある。</p> <p>→社会の変化に対応した課題解決のために、学校・家庭・地域が連携し協働しながら取り組む体制がさらに必要。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、地域の人材活用や地域との連携が難しかった。</p> <p>→より地域の人材を活用しやすい環境を整える。</p>

文部科学省は・・・

「コミュニティ・スクール」と地域学校協働活動を一つの取り組みとして



**目標やビジョンを共有することが大切で、学校運営協議会の協議や熟議が
一体的に進めるための役割を果たす！**

学校運営の改善と地域づくり以上に資する活動がより一層推進!!

コミュニティ・スクールとは？



- 学校運営協議会の主な3つの役割**
- ★① 学校運営の基本方針を承認すること。
→ **ベクトルを揃え、連携協働を図るために。**
 - ★② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる
ことができる。
 - ★③ 教職員の任用に
関して、教育委員会
規則で定める事項
について、教育委員
会に意見を述べる
ことができる。
→ **目指す児童生徒に
つながる意見が多い。**

第 16 号議案

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 20 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校等管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 15 条第 4 項及び第 5 項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 10 条第 9 項及び第 10 項の規定により、令和 4 年度久留米市立学校の主任等を任命しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

久留米市立学校の主任等の任命について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第15条第4項及び第5項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第10条第9項及び第10項の規定により、別紙の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （4）教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- （5）県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

○久留米市立小中学校等管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第15条 次の各号に掲げる学校には、特別の事情がある場合を除き、当該各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 小学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(2) 中学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(3) 特別支援学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
小学部主事	校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。
中学部主事	
高等部主事	

保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

- 2 学校においては、前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、その主任等を置かないことができる。
- 4 第1項に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 5 前項の規定にかかわらず、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、司書教諭は当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

○久留米市立高等学校管理規則（抜粋）

（校務分掌）

第10条 学校には教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり当該事項について連絡、調整及び指導、助言に当たる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときはその主任等を置かないことができる。
- 9 第1項の主任等は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 10 前項の規定にかかわらず、保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

（昭55教規則9・全改、平4教規則1・平7教規則4・平12教規則11・平20教規則10・一部改正）

第10条の2 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは学科主任を置かないことができる。
- 3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学科主任の発令については、前条第9項の規定を準用する。

（平4教規則1・追加、平20教規則10・一部改正）

第11条 学校にはこの規則に定めるもののほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命ずる。

教育委員会後援事業等に関する報告

R4.3.10からR4.4.9受付分まで

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和4年5月3日(火)・4日(水) 9:00～17:00	グランディールカップ U-12・U-11	FCグランディール三潯	筑後広域公園フィットネスエリア球技場(人工芝)	後援	体育スポーツ課
2	令和4年4月17日(日) 8:00～17:00	MIRACLE CUP with S 60th anniversary	南薫ミラクルスターズ	久留米アリーナ	後援★	体育スポーツ課
3	令和4年4月23日(土)～24日(日) 10:00～17:00	2022年度 吹奏楽コンクール課題曲講習会	ブリヂストン吹奏楽団久留米	久留米シティプラザ大ホール、各スタジオ	後援	生涯学習推進課
4	令和4年6月12日(日) 10:00～11:30	講演会「脳から考えることばの育て方」	ヒッポファミリークラブ西日本	ZOOMオンライン上	後援	生涯学習推進課
5	令和4年5月31日(火)～ 令和4年6月5日 10:00～19:00	大石紫光とそのグループ 第40回水墨画心象会展	心象会	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援	生涯学習推進課
6	令和4年7月10日(日) 10:00～20:30	第46回 ピティナ・ピアノコンペティション 柳川地区予選	社団法人全日本ピアノ指導者協会	柳川市民文化会館 イベントホール	後援	生涯学習推進課
7	令和4年6月4日(土) 開場14:00 開演16:00	コンセール・エクラタン福岡 第31回主催公演 古楽シリーズ Vol.17 ガット弦で紡ぐ魅惑の室内楽 第4弾	コンセール・エクラタン福岡	日本福音ルテル久留米教会	後援	生涯学習推進課
8	令和4年10月23日(日) 8:00から17:00	筑後川マラソン2022	NPO法人 譚々	久留米百年公園・筑後川河川敷	後援	体育スポーツ課
9	令和4年8月11日(木)～14日(日)	第25回たなばたライオンズ杯少年野球大会	南ライオンズ	三潯農村広場グラウンド、城島ふれあい広場、合川小学校、南小学校	後援	体育スポーツ課